

第9節 中世茨木における集落動向（試論）

鈴木 雅美

1. はじめに

茨木市域はもともと中臣氏の本拠地であった事もあり、かつてより藤原氏の関わりが強い地域である。平安時代中期以降、この地には藤原摂関家の積極的開発に伴う多くの荘園¹⁾が広がる。また中世以後はその氏神・氏寺である春日大社・興福寺に寄進され、15世紀半ばまで藤原氏系の荘園支配が続いていた。これらは当地域の歴史上周知されて久しい。また文献史料を紐解けば茨木市域内には、藤原摂関家関係の荘園のほかに公領・皇領のものもよく知られている。

今回調査した玉櫛遺跡をはじめ、中世遺跡と認識される集落遺跡は平野部だけでも市内随所に確認できるが、茨木市域での集落動向について纏めたものはなかったように思う。ここでは文献史料等と合わせ、玉櫛遺跡を中心に茨木市平野部における中世前半の集落の持つ特徴及びその動向を探ってみたい。

2. 文献史料からみた玉櫛庄の検討

中世前半の文献記載は荘園関係のものが主で、日記及び雑事記、目録などから知り得る断片的なものが大半である。これから中世茨木の検討に入る前に、玉櫛遺跡を考える上で大きく関わるであろう「玉櫛」庄、即ち「玉櫛」の文献記載について留意・検討しておく必要がある。以下扱う2つの文献はいずれも藤原氏の氏神である春日詣に際しての負担を示したもので、摂関家領であった事が窺えるものである。

仁平元年（1151）八月十日丁丑条

杭全 秣五十束、藁五十束 玉櫛 秣五十束、藁五十束 （『台記別記』巻5）²⁾

保元二年（1157）正月十二日戊申条

御厨五前、上榎並
玉櫛杭全
各五具、屯食十具、玉櫛杭全
各五具、 （『兵範記』）³⁾

まず、ここに登場する「玉櫛」はどこかの「玉櫛」庄を指すのか検討したい。これら文献上の「玉櫛」の記載が果たして摂津国嶋下郡玉櫛庄を指すのか、河内国河内郡玉櫛庄（玉串とも記す。以下区別のために玉串とするが、文献記載で示す場合は「玉櫛」としその限りではない。）を指すのが問題となる。文献史学の立場から言えば一般的に「玉櫛」庄といった場合、河内の玉串川流域の玉串庄を指す事が多く、文献上でも玉串庄に関する記載が殆どである。だが春日詣に際して各荘園の雑事負担を示す文献記事、即ち『台記別記』の「玉櫛 秣五十束、藁五十束」及び『兵範記』の「とんじき屯食十具、玉櫛杭全各五具、」といった「玉櫛」の記載については果たしてどちらの「玉櫛」庄であったか考える必要があり、この問題に触れずに論を進める事は砂上の楼閣になる恐れがある。

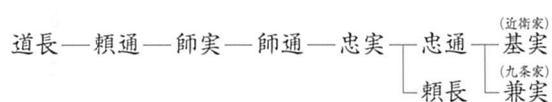
この2つの文献について『茨木市史』や先の『玉櫛遺跡』報告書では摂津国玉櫛庄とする。その根拠を先の『玉櫛遺跡』⁴⁾報告書から引用しよう。

玉櫛庄（玉串庄）は河内国にも存在するが、上の2つの史料に記載される玉櫛庄は榎並庄や杭全庄など摂津国の荘園と並んで春日詣での際に寄進していることや、他の荘園が摂関家領であることから同様に摂関家領である可能性が高く、摂津国玉櫛庄と判断した。

しかしながら摂津にせよ河内にせよ、どちらの「玉櫛」庄も摂関家領であるのは文献上間違いない事実であり、摂関家領である事だけを論拠とするのは無理がある。特に河内国玉串庄は藤原道長・頼通も

が治領した摂関家<九条流>最大の荘園である⁵⁾。また玉串庄に纏わる文献が多い事を根拠に、これらの記載も含め「玉櫛」庄に関する文献は一般的に玉串庄とされる。ただ玉串庄に隣接する荘園との境界争いなど示した他の文献⁶⁾と違って、これらは「玉櫛」の記載上、所属国名を連想させる周辺の地名が窺えない。したがってこの2つの文献が玉櫛庄か玉串庄かといった判断はつけられず、検討の余地は十分あろう。確かにこれらの文献はいずれも①摂津国住吉郡杭全庄と共に記載されている事、②『兵範記』の前文の「榎並庄」もまた摂津国東成郡榎並庄である事、③荘園名の記載は国別に纏めて記す傾向がある事といった共通点を有す。これらを考慮し、「玉櫛」の記載が摂津国荘園名に併記ないしは挟まれている事を踏まえれば、玉櫛庄の可能性は高いが、論拠とするにはまだ心もとない。そこでこの「玉櫛」庄が、後に近衛家か九条家のどちらに伝領したかによって玉櫛庄か玉串庄かに分類できるのではないかと、また「玉櫛」庄に関する文献を読みなおす事で何らかの糸口がみえるのではないかと思うに至った。

まず『台記別記』・『兵範記』を見直したい。『台記別記』は藤原頼長の日記『台記』の別記であり、通常の日次録とは別に須要の事項について詳記したものである。この中には平信範や平知信の記文が含まれるが、これらは彼等が摂関家の家司として頼長に書き献じたものと思われる。頼長は保元元年(1156)の保元の乱で敗死した事で有名であるが、藤原摂関家<九条流>の嫡流を受く忠通の弟である。ちなみに忠通の子の世代より摂関家は嫡子基実の近衛家と、兼実の九条家とに分家する。『兵範記』は



第170図 藤原摂関家<九条流>略系図

摂関家の家司平信範の日記である。信範は忠通、(近衛)基実とその子基通に仕え、後には鳥羽・後白河帝⁷⁾の院司も勤めた。彼は近衛家累代の家司であり、平家との姻戚とも連なった立場は、日記の上でも当時の新旧両勢力の内部に通曉し詳細な記述において評価が高い。なお当時の貴族にとって日記とは、詳細な日次録の日記無くして宮廷の年中行事は行えなかった程重要なものであった⁸⁾。

河内国玉串庄は九条家及び平等院に伝領された事が「九条家文書」より知られる。『台記別記』・『兵範記』は摂津国玉櫛庄とされるが、玉櫛庄自体の記載は以後みられない。ただ建久五年(1194)の『近衛家所領目録』の記載から隣接する沢良宜庄が近衛家領である事が判っている。沢良宜庄の初見はこの時であるが寛治6年(1092)の「僧 定尊 田畠売券案」⁹⁾に「攝津國下郡中條佐和良木村」とみえ、11世紀末には玉櫛周辺は開発済みであった。また茨木市平野部には近衛家領の荘園が多い事を含めてこれらの点を鑑みると、12世紀後半段階において摂津国玉櫛庄は近衛家伝領のものと考えられるのではないかと。

さらに別視点で「玉櫛」記載の文献を比較しよう。時代は遡るが康平5年(1056)年に頼通の春日詣に際し「^{つつみい}裏飯二百果」を負担している(『康平記』)。しかし約100年後の『兵範記』の記載ではその負担分は「屯食五具」である。裏飯や屯食は従者に与える強飯^{こわい}を指し、前者は木の葉に包んだもの、後者は鶏卵形に握ったものである。屯食の場合はそれを盛った膳を指す事もあり、恐らくこの記載も同様と思われる。だが五具とはいえその膳の上に一体幾つの握飯がのるか疑問であり、数量的には激減していると考えても問題なからう。また春日詣に伴う人数差もあり得るが、摂関家の参詣だけに少人数とは考えにくい。どちらも玉串庄の負担だとしても、摂関家最大規模でなおかつ良質な米を産出する荘園¹⁰⁾の負担としては落差が大きすぎはしないか。

また、荘園研究関係の文献等に目を通すとある傾向に気づく。「玉櫛」庄の文献記載の大半が玉串庄であることは前述したが、『兵範記』の「玉櫛」記載は玉串庄として引用するのに対し『台記別記』は取り上げられないのである。史料価値の問題もあろうが、信範、知信の紀文は混入ではない点を踏まえ

ればその価値が下がるものとは思えない。『台記』自体の評価が高いのだからその別記もまた同様に扱える筈であろう。ならばこれは玉串庄の他に別の「玉櫛」庄の存在を意味するのではないか。つまり玉串庄とは別の「玉櫛」庄が小規模ながら存在したと捉えられる。摂津国玉櫛庄が小規模な荘園であるならば、『兵範記』や『台記別記』の春日詣での少量負担もまた問題ないものと思われる。

以上の点からこの2つの文献記載の「玉櫛」庄は摂津国玉櫛庄と考えたい。その後文献上で玉櫛の記載がないのは、前掲の沢良宜庄の初見と関連するか。『茨木市史』や『玉櫛遺跡』で示す「玉櫛庄が沢良宜庄に吸収された」可能性は否めないが、筆者は別問題であると考ええる。

3. 玉櫛遺跡と「ジョウラクジ」

ところで今回の玉櫛遺跡調査地東半の小字名は「常楽寺」である。調査区東半からは棟持ちの建物（堂宇）の存在を想像させる数々の中世瓦や仏具と思しき遺物のほか、供給地が限定される黄釉鉄絵盤の出土が目立つ。また基壇状遺構や土坑90062、ピット群など検出も何らかの仏教施設を連想させる。調査地が狭小のため何ともいえないが、遺構の広がり方などからこの中心は調査区外北東にあらう。これらの遺構・遺物から当所が小字名の示す「常楽寺」であった可能性はあるのではないか。現在も調査地近くの水尾4丁目には弥勒堂（第171図D2内a）があり、安置の仏像は13世紀の所産である事を鑑みると、何らかの関わりがあると考ええる。

茨木の古刹・史跡に関する文献（天坊1961、茨木市教育委員会1980・1986・1990）によれば、弥勒堂は伝行基開基の浄土寺（伝承等では西方浄土寺）の一部でもとは七堂伽藍を配し、境内には瑞光寺・浄楽寺・上免寺・心願寺・迦訶寺・慶明寺などの坊舎があったという。さてこの境内内寺院の一子院にある「浄楽寺」は「ジョウラクジ」と読む。その存続年代は「明徳年間高野山と確執を生じ、官裁終に浄土寺其他の坊舎を廃せしむ。更に天正年間織田信長其残余を焼き払いしかば、堂宇全く亡びて僅かに一小堂を存するに至りしなりと。」（天坊1961）とあり、寺院隆盛時期は玉櫛遺跡東半の仏教施設関連遺構・遺物と時期的な齟齬をきたさない。故に小字名に残る「常楽寺」は浄土寺内の「浄楽寺」と考える。

また同様な例は東奈良遺跡の南西部域にもみられる。「薬師堂」「垣内」「中之坊」の小字名に属する調査地点¹¹⁾がそれで、軒平瓦・硯・緑釉陶器が12世紀の遺物と出土し、付近にある蓮花寺が12世紀の仏像を安置する事から蓮華寺関連施設と位置づける。同様に茨木の古刹・史跡に関する文献（天坊1961、茨木市教育委員会1980・1986・1990）によれば、この寺院もまた伝行基開基で七堂伽藍を配するという。行基開基伝承を持つ古代から続く可能性が高い寺院は、平野部では浄土寺と蓮花寺の2寺のみである事と遺跡状況を鑑みれば、玉櫛遺跡東半の様相との類似が指摘できよう。

玉櫛遺跡を玉櫛庄または浄楽寺として捉えた場合、今回の調査で出土した軒平瓦の多くが播磨系瓦屋産で創建期の尊勝寺同範瓦である事は注目すべきであろう。この瓦は生産地の播磨地方及び供給地の尊勝寺以外に現状では出土例がなく、意図的な供給が窺われる。何故このような瓦が玉櫛で出土したのか。尊勝寺と玉櫛庄ないしは浄楽寺と何らかの関係があるのだろうか。この問題の解明は玉櫛庄・浄楽寺を理解する上で大きな意味を持つ。だが資料が少なく考古学的検討は無理があり、文献史料でもそのものの関係を示す記載は不明である。故にこの問題の解明は現状では不可能であり、諸方面からの今後の成果が期待される。しかし敢えてここで玉櫛への尊勝寺同範瓦の搬入の可能性を推察したい。

尊勝寺は堀河帝の勅願寺である。堀河帝は院政期にありながら、どちらかといえば摂関家と関係の強い天皇である¹²⁾。尊勝寺と玉櫛庄・浄楽寺の直接的関係は不明であるが、堀河帝と摂関家の結びつきが強

固とすれば、勅願は帝でも造営の進言は師通の可能性もあり、この3者の関係を見出せるかもしれない。

また院政期の都への瓦の搬入は摂関家と木工寮工人や国司との私的従属関係を中心にし、播磨産瓦の搬入の裏には法勝寺造営に際して活躍した高階為家など播磨国司の成功があったとされる。院政期の播磨国司は院司の重職を兼務し、為家以降は中関白家¹³⁾を中心とした藤原氏傍流の有力層が勤めているのも因果的である。なお尊勝寺造営〔康和4年(1102)〕時の播磨国司は中関白家の藤原基隆であり、この造営に伴い播磨国司重任の宣旨を受けている(『中右記』)。

そこで仮に播磨国司または尊勝寺瓦供給地とする播磨国多哥郡安田保の周辺の摂関家領で同様の成功を収めた受領貴族がいたとする。彼が玉櫛庄の家司としてこの地に赴いたか、所有していた玉櫛庄を摂関家に寄進して自らが在地支配を行ったとすれば、播磨での権力をこの地にも反映し、政権中枢部との私的関係で尊勝寺瓦を持ち込み得たのではないか。筆者はこの仮定と茨木の荘園の地域的特性から中関白家の関与を推測したい。いずれにせよ、七堂伽藍を配す大規模な浄土寺の一子院である浄楽寺に天皇勅願寺の瓦が搬入されるという事は、浄楽寺ないしは玉櫛庄関係者が政権中枢部と直結する者である可能性が考えられる。とすれば、瓦同様に意図的な供給が窺える黄釉鉄絵盤の搬入についても考え易い。玉櫛の地への播磨産瓦搬入の背景は推察の域を出ないが、玉櫛遺跡のある程度の位置づけはできよう。

4. 地形図・地籍図からの検討

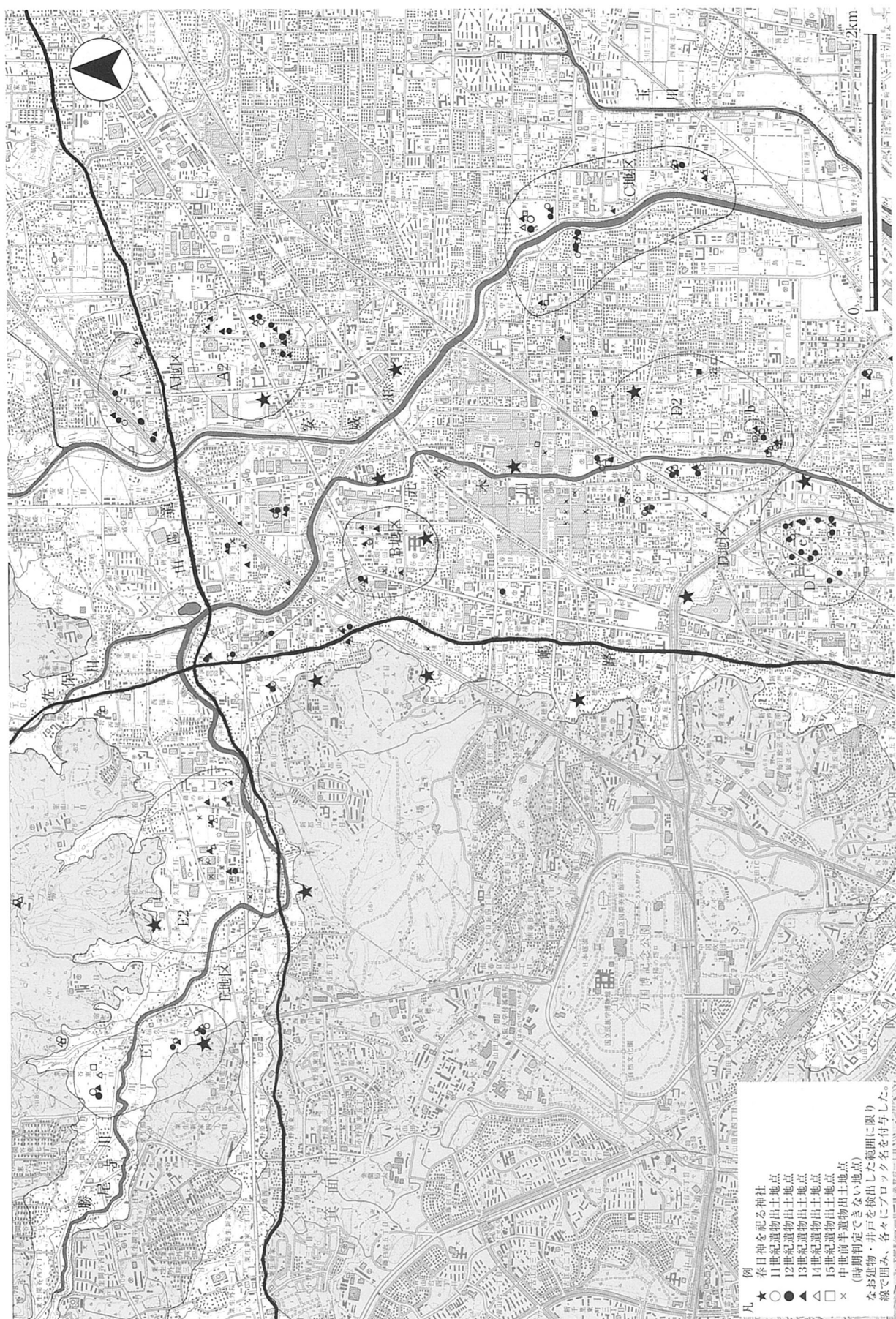
先に地籍と合わせ「ジョウラクジ」について検討したが、ここでは茨木市域での中世集落の探索において地形図・地籍図が有効か否かを考えたい。まず平野部を中心とする第2図の地形図に昭和44年(1969)の同範囲の地籍図と重ね合わせ、中世前半集落遺跡の分布状況を確認した。第2図は必ずしも中世の景観を示すわけではないが、景観復元の参考程度にはなるのではないかと考え使用した。しかし安威川や元茨木川が度々氾濫していた事もあり、両河川の形成する自然堤防上か微高地上に集落が分布するのを確認しただけで、地形図上で何か特徴的な結果は見出せなかった。

次に地籍図に中世前半の集落動向を窺った。調査の粗密及び未報告資料の多さから分布に偏りがあるが、第171図はその結果を纏めたものである。しかし地籍図上で「^{かいと}垣内」「□屋敷」「庄代」をはじめとする明らかな集落小字名上に載ったものは数ヶ所のみで、「□□寺」という寺院関連小字名上に載ったものは今回の玉櫛遺跡調査地東半の「常楽寺」(D2内b)と東奈良遺跡南西部の「薬師堂」「垣内」「中之坊」(D1内c)に限定される。残りは大半が「□□田」若しくは「□反長」に位置し、地籍図では中世前半集落遺跡は田畠上に立地する。また宿久庄周辺には集落等を連想させ得る小字名が幾つか存在するが、これら以外はやはり集落・寺社関係に属さない。このことはこの地籍図が記す小字名の殆どが、少なくとも中世後半以降の地籍・地割を示すと思われ、中世前半まで遡らない事を傍証し得る。

以上の点から地形図・地籍図からの検討は、中世の茨木市域を究明する上で一部地域を除き概ね有効性に欠けるものと思われる。

5. 茨木の中世前半集落の動向

さて文献より動向の窺える嶋下郡の荘園は福井庄・安井庄・忍頂寺五箇庄・宿久庄・溝咋庄・造酒司領太田保(以上茨木市)・鳥飼牧・味舌庄(以上摂津市)・垂水東牧・吹田庄(以上吹田市)・公領粟生村(箕面市)などである。茨木市域にはこの他、沢良宜庄・玉櫛庄・三宅庄・井於庄・新屋庄・総持寺寺辺領・国衙領茨木などがある。またこの地域は春日社が多く、13世紀以降畿内での中心的流通商業



第171図 茨木市平野部の中世前半集落等分布図

品の和泉型瓦器埴の出土に比べ、流通域の限定される楠葉型瓦器埴の出土が目立つ事がよく知られる。ここでは第171図を使い、文献史料や瓦器埴の様相を窺いながら茨木市域の荘園並びに中世前半の特徴を捉えてみたい。なお第171図ではやや留意すべき点も含むが春日四神の天児屋根命（中臣・藤原氏始祖神）を祀る神社を春日社¹⁴⁾として取り上げ、藤原氏系荘園との関連を考える参考とした。

茨木市域で中世集落の発掘調査が顕著になったのは1993年の葦原神社東方遺跡の調査以降である。ここ近年の発掘調査によって茨木市平野部でも13世紀を中心とする瓦器・土師器などの遺物を確認している。しかし大半が水田に伴う攪拌した土層からの破片資料で、明確な遺構を検出する地域は概ね限定される。この分布状況のあり方は茨木市域における中世前半遺物の出土状況の多くが水田を主体とするか、湿地や旧河道など開発の及んでいない土地からの出土である事を示す。つまりこれらは中世前半の集落の積極的な在り方を示すと考えたい。ここでは河川等によって5地区8ブロックに分類し、A～E地区毎に茨木市平野部の中世前半の集落動向について記述する。

A地区は富田台地上に広がる。山陽道を挟んで北側のA1のブロック（太田遺跡中心）と南側のA2のブロック（総持寺遺跡・総持寺北遺跡）を確認した。A1は11・12世紀を中心とし13世紀には衰退、和泉型瓦器埴を主体とする。A2は藤原山陰創建の総持寺北側に位置し、11～13世紀に隆盛し14世紀に縮小する。瓦器埴は12世紀に僅かに楠葉型が流入するものの和泉型が主流である。文献と絡めれば春日社を内包しないA1はその所在地名から造酒司領太田保であろう。太田保については『玉葉』文治元年（1185）条以降文献記載がみられないのと遺跡の消長が似通っており興味深い。A2は新屋庄ないしは総持寺寺辺領といった藤原氏関連荘園のムラに相当すると考えられる。

B地区は小規模であるが、古代において嶋下郡衙推定地とする郡遺跡（畑田地区）・春日遺跡・倍賀遺跡を中心とし、春日神社を内包する。B地区は9世紀から集落が継続するが一旦12世紀に断絶、13世紀に再び集落を営む。瓦器埴は13世紀からみられるのと地域的な要所に位置するためか和泉型のみを有す。ここではこの北方に展開する五日市東遺跡・耳原遺跡を含めず、また同様に山陽道と三嶋路の接点に近い郡遺跡（畑田地区以外）・中河原遺跡でのブロック形成の認識をしなかった。これは13世紀の遺物を中心に多く出土するものの明確な遺構が伴わないためである。今後の調査が期待される。

C地区は溝咋・牟礼遺跡と目垣遺跡を中心とする安威川流域である。集落は安威川東岸域を中心に中世を通じ継続する。最近の調査成果では溝咋・牟礼遺跡の間で西側へ地形が落ち込んだ低湿地部に中世水田面を検出し、安威川東岸の微高地上に形成の集落域とあわせた溝咋庄荘園内村落の景観復元への糸口を提示する¹⁵⁾。瓦器埴に注目すれば、11世紀は楠葉型が主流であるが、12世紀は西岸域及び目垣遺跡はそのまま楠葉型主流であるのに対し、東岸域は和泉型主体で楠葉型は余りみられない。13世紀以降はどの地域も12世紀の東岸域と同様の様相を呈す。文献では溝杭（咋）庄に相当し、安威川下流の目垣遺跡までを荘園範囲として擁する。なお目垣遺跡は後世目垣城が溝咋氏の本拠地として築城されており、溝咋庄であったと判断できる。溝咋庄は、建久3年（1192）に在地の溝咋氏が丹波局を預所として後白河帝（本所）に寄進した清浄心院領（『大徳寺文書』）が応永14年（1407）までに長講堂領となったもの（『長講堂領目六』）以外に、春日社または興福寺領の溝咋庄の存在（『春日神社文書』）も知られる。付近に春日社がなくその区別はつけかねるが安威川西岸域及び目垣遺跡集落、安威川東岸域集落での遺物の出土状況の違いは、荘園支配者の違いがその一因である可能性もあろう。

D地区は元茨木川下流域に広がる。東奈良遺跡の埋没開析谷南西部に広がるD1のブロックと東奈良遺跡元茨木川西岸域及び玉櫛遺跡を中心とするD2のブロックに分けられる。D1は11・12世紀に中心

を置き13世紀には衰退する。D 2は11・12世紀にもみられるが13世紀以降発展する。また瓦器埴は、D 1は11・12世紀とも楠葉型主体で流通し、D 2は11世紀が楠葉型主体、12世紀は両存し、13世紀は両存するが前半のある時期から和泉型が主流となる。D 2内玉櫛遺跡集落は一見、元茨木川の旧流路を挟んで居住域と寺域に別れるため別個の集落が広がるように感じるが、村落のコミュニティの中で捉えれば1集落であろう。いずれも春日社を内包し、藤原氏系荘園であると考えられる。文献ではこれらは広義での近衛家領沢良宜庄のムラ¹⁶⁾に当るか。ただD 1・D 2間で遺構状況と瓦器埴の様相が大別できるため、D 2は13世紀以降も沢良宜庄に含まずに玉櫛庄のムラと考える事もできる。なおD 2北側には明確な遺構を検出した新庄遺跡や舟木遺跡を中心とするムラがある。しかし新庄遺跡の古代より継続する分布状況はD 2内において異質である。国衛領茨木等の別ブロックを形成する可能性を考えると判断しかね、D 2に含めなかった。しかしD 2内集落の可能性は十分あり、ここではD 2の北限を破線で示す事でその可能性を含めるにとどめたい。

E地区は勝尾寺川左岸域である。古代より継続するE 1のブロック（宿久庄西遺跡・箕面市庄田遺跡・栗生間谷遺跡）の集落が11・12世紀の中心域となる。12世紀後半以降、集落はE 2のブロック（宿久庄遺跡）に拡大し中心域も移行する。瓦器埴に注目すれば、11～12世紀前半は楠葉型が主流である。和泉型瓦器埴は12世紀後半より搬入し、中心域がE 2に移行するとその主流を占める。分布もまた山陽道に最も近接する勝尾寺川左岸に展開する事からも、この和泉型瓦器埴の流入は商品流通との関連による変化と考える。またE 2内春日社はE 1から勧請したものである。文献では中宮職領宿久庄や垂水西牧（公領栗生村）、仁和寺領宿久庄などのムラに当るか。11世紀初頭に中宮大進藤原佐光が摂津守在任中に開発した田地を中宮職へ寄進して中宮職領が成立した過程から、E 1は中宮職領宿久庄のムラを含むと考えられる。

以上、主要な5地区8ブロックの集落動向をみてきた。その動向と共に出土瓦器埴の様相が楠葉型か和泉型かを示したのは、茨木市平野部の地域的特性を鑑みれば瓦器埴の出土状況の差違で荘園内村落の特徴を窺えるのではないかと判断したからである。

北摂地域の瓦器埴の動向については橋本久和氏が、時期による楠葉型・和泉型瓦器埴の意味合いの違いを述べている（橋本1991）。11・12世紀の楠葉型瓦器埴は藤原氏が楠葉東牧などで京域への上納品として作らせた公事、即ち限定品であり、出土する楠葉型瓦器埴はそれを藤原摂関家の荘園内で流通したものである。13世紀以降、楠葉型瓦器埴の分布圏の急速な狭小は、摂関家の没落とその荘園の崩壊との関係が否めない。また、和泉型瓦器埴についても13世紀以降のものが一般的に商品経済の中に組み込まれた流通品であるのに対し、11・12世紀のものは藤原摂関家以外の荘園で公事として作られ、各荘園に流通したと考え得る、商品経済の中に組み込まれていない瓦器埴である。

茨木市域においても瓦器埴の流入の仕方から、流通経済の発展した13世紀以降、山陽道に沿った平野部北半域並びに藤原摂関家の荘園の支配が及ばぬ地域は和泉型瓦器埴だけに变化するが、淀川に近い平野部南半域の集落は、量は減少するもののある程度楠葉型瓦器埴を内包するといった様相が窺える。

また茨木市平野部には春日神を祀る神社が多いのは11世紀～12世紀中頃に摂関家に荘園が集中した社会的背景と関係する。図の煩雑化をおそれ第171図にこそ載せなかったが、10世紀段階の分布状況と比べると、春日社を含む各ブロックが古代から続く平野部北半に対して平野部南半は11・12世紀段階で発生する状況が読みとれる。平野部南半の藤原氏系荘園の多くはこの時期に立荘したと考えられ、社会的背景と一致する。そして茨木市域の春日神が大体中世の勧請であるのを考えると、荘園支配手段として

その中心的な在地神に春日神を勧請し結びつける事で在地への浸透化をはかり、荘の中の鎮守社として精神的部分での支配体制の確立を試みたのだろう。また12世紀後半以降平野部南半の荘園が所謂摂関家を中心に変容してきた寄進地系荘園の崩壊後も、院勢力の拡大に伴う急激な小規模皇領荘園の立荘や武家政権成立後の地頭によって窃取されることなく、その氏神・氏寺の春日社並びに興福寺に寄進・伝領する事でその地域支配の形態を保ってこられたのは、藤原摂関家の地縁的繋がりも然る事ながら人々を結ぶ精神的・宗教的部分においてもその繋がりをも厚なものにした点にある。そこに当地域における中世前半の集落の特徴、支配体制のあり方が窺える。

6. まとめ

以上、歴史的流れの中で玉櫛遺跡並びに茨木市平野部の特性を捉えるべく、多岐にわたって玉櫛遺跡を巡る状況の検討を試みた。その結果、①前提条件として文献史料の検討から『台記別記』と『兵範記』記載の「玉櫛」庄は摂津の玉櫛庄と判断できる事、②今回の調査区東半は遺構・遺物の状況並びに「常楽寺」の小字名や文献史料から浄楽寺関連の仏教施設と考えられ、③尊勝寺同範の瓦から政権中枢部と播磨国司、玉櫛との関係の可能性を示唆できる事、④茨木市平野部に視野を広げれば条里等の復元によく使われる地籍図は寺院等に関連する区画を除けば大半が中世後半にまでしか遡らない可能性が高く、⑤現段階では中世前半の集落として概ね5地区を確認すると共に、春日社との関連と瓦器塚の様相から平野部南半にこの地域的特性がよく表れている事などを認識するに至った。

さて、荘園研究の中では、荘園内村落の核となり得る神社・寺院は一般的に荘・郷の鎮守社・本地堂など村落共同体の精神的紐帯として荘園鎮守の典型的景観を示すとされる。茨木市域に春日社が多い一因もこの点に求めてきた。浄楽寺に伴う仏教施設の存在する13世紀の様相を鑑み、『茨木市史』や『玉櫛遺跡』で示すようにD1・D2を広義での沢良宜庄の各集落とするならば、その景観として集落には人々が寄りあう浄楽寺など本地堂の役割を持つような堂宇が存在し、春日神をも祀る式内社佐和良義神社は沢良宜庄の中心的な鎮守社と考えられる。荘園の中に幾つかの集落（ムラ）が堂宇を小集落の核として包括した形で存在し、その周囲に田畠が広がるその情景は、中世荘園のイメージとして著名な神護寺領紀伊国^{かせだのしょう}柿田庄の荘園絵図の光景を彷彿させる。以上の観点からみれば玉櫛遺跡は中世荘園内村落の様相の一形態を示唆し得るのではないかと。即ち文献史料、地籍図並びに絵画史料と丹念に合わせながら考古学的に景観をはじめムラムラの様相を復元し得れば、茨木市平野部の他の荘園についてもこの様な実態がみえてくる可能性があるだろう。

とはいえ、中世前半の玉櫛遺跡集落について「浄楽寺」との関連や遺物等の出土状況を熟考すればする程「文献記載にない＝沢良宜庄に吸収された」とする、短絡的な可能性に疑問を感じざるを得ない。この可能性については数少ない文献史料等を駆使した諸方面からの検討が必要であり、周辺域（特に今回の調査地点の北東域）の調査データの更なる集積を待って今後の課題としたい。

註

- 1 荘園は庄園とも記すが、一般用語として扱う場合に「荘園」、文献上記載によって扱う場合に「庄園」「□□庄」と表記する。
- 2 『増補 史料大成』より出典。
- 3 『増補 史料大成』より出典。なお、同年正月条は日の十干十二支の違う二種が存在する。
- 4 （財）大阪府文化財調査研究センター『玉櫛遺跡』1998 p.258
- 5 時代は下るが「九条家文書」によれば平等院伝領の河内18ヵ荘中、玉串庄の年貢負担は750石で最大規模の荘園であった。

- 6 諸例を挙げれば『小右記』長和4（1015）年4月5日条に隣接する辛島牧（藤原<小野宮流>実資所領）との境界争い、また『勘仲記』弘安4（1281）年4月30日条、弘安5（1282）年8月8日条、8月14日条、9月2日条、9月22日条には恩智新田の事を巡っての石清水八幡宮神人との衝突などが記されている。
- 7 この時期の天皇は上皇や法王になるため院号での呼称も考えたが、その場合住居としての院との混同が間際らしい。そこでここでは院政を行った天皇の呼称を取って□□帝と表現する。
- 8 参考に文献史学からの両書の成立した院政期の日記の価値を示しておく。日記は有職故実を記すもので、これを如何に多く伝承され、保持するかが政治的権力を得る上で重要であった。藤原摂関家が、院政期にあつて没落しつつも権威を保持できた背景にはこのような点があった。また現代とは違う感覚で日記が営まれていた事に留意する必要がある。
- 9 『東寺百合文書』 なお出典は竹内理三編『平安遺文』第4巻 東京堂出版（1963初版1986改訂）に拠る。
- 10 平等院建立時、頼通への寄進荘園に行った各庄の庄米の比較では、玉串庄のものが最も良質だったという（『中外抄』）。
- 11 1978・1986年調査。茨木市教育委員会『昭和61年度発掘調査概報Ⅰ』1986参照
- 12 藤原氏嫡流（摂関家）の母を待たぬ皇子が即位する傾向の強い中で、堀河帝は藤原賢子（師実養女）を母とする。摂政師実が有職故実の儀礼などを養育、成人後は関白師通と結託して執政し白川帝の聴政に必ずしも同調しなかった。また堀河帝の居した堀河院はもともとは頼通領で師実に伝領したものである。
- 13 中関白家は藤原道隆（道長兄）系譜。道隆嫡子伊周が道長の策謀で失脚後、隆家（伊周弟）以下中関白家は没落し受領貴族化、藤原氏傍流となる。堀河帝期の播磨守は殆どが中関白家（隆家子孫）より選出、白川帝院司として重職を勤めた。
- 14 したがってここでいう春日社は必ずしも春日神社を指すのではない。またブロック外の春日社については勧請並びに創建時期が中世前半以降のものを一部含むので扱い方には留意されたい。
- 15 茨木市教育委員会『平成12年度発掘調査概報』2001及び『平成13年度発掘調査概報』2002
- 16 玉櫛庄が後世「沢良宜庄に吸収された」可能性を踏まえた場合、遺構・遺物が文献記載以後の時代にも出ていることから、ここでは敢えて「広義での沢良宜庄のムラ」と表現した。

引用・参考文献

- 『茨木市史』茨木市史編集委員会 1969
- 『わがまち茨木 城郭編』茨木市教育委員会 1986
- 『茨木の史蹟』茨木市教育委員会 1980
- 『わがまち茨木 神社・仏閣編』茨木市教育委員会 1990
- 網野善彦他編『講座 日本荘園史 7 近畿地方の荘園Ⅱ』吉川弘文館 1995
- 上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」『古代研究』13・14号 （財）元興寺文化財研究所 1978
- 河音能平『中世前半の大阪』清文堂 2002
- 木村茂光『中世の民衆生活史』青木書店 2000
- 天坊幸彦『三島郡の史蹟と名勝』 1961
- 橋本久和「大阪北部の古代後期・中世土器様相」『高槻市文化財年報 昭和63・平成元年度』高槻市教育委員会 1991
- 松蘭 斉『日記の家—中世国家の記録組織—』吉川弘文館 1997
- 森田 稔「東播系須恵器生産の成立と展開—神出古窯址群を中心に—」『研究紀要』第3号 神戸市立博物館 1986
- ※5.「茨木の中世前半集落の動向」での古代集落との関連部分は筆者他「摂津国嶋下郡における地方官衙についての一考察」『大阪文化財研究』21号で作成した分布図を基に記述した。なお小稿作成に伴う註不掲の文献史料は、基本的に『新訂増補 国史大系』に拠り、一部竹内理三編『鎌倉遺文』東京堂出版に拠った。また茨木市域の調査報告書を多く活用したが、第Ⅱ章の参考文献と重複するため割愛した。